



茨城労働局発表
平成 29 年 12 月 1 日(金)

【照会先】
茨城労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 小林 謙
指導係長 渡邊 朋子
(電話) 029-277-8295 (8294)

はじまります、「無期転換ルール」

～12月13日水戸駅前にて、「労働する上での権利」をアピール～

無期転換ルール※1に基づく無期転換申込権の本格的な発生が見込まれる平成30年4月まで、残り約4か月となりました。有期労働契約で働く労働者の権利である「無期転換申込権」等を周知するため、茨城労働局（局長 西井裕樹）では、街頭キャンペーンを実施し、広く県民の皆さまに制度について理解を深めていただくよう働きかけを行います。

この有期労働契約は、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等労働者で、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約ですが、有期労働契約で働く人の約3割が通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態※2にあり、その下で生じる雇止め不安が課題となっています。このため、茨城労働局では、働く人が安心して働き続けることができる社会の実現を目的とする労働契約法等の趣旨を踏まえ、本課題に取り組んでまいります。

※1 無期転換ルールとは、平成25年4月1日以降の有期労働契約が同一の事業主との間で更新されて通算5年を超えた有期契約労働者が、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）へ申込みをした場合、事業主は当該申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約に転換されるルールのことをいいます。

なお、定年後引き続き雇用される有期契約労働者等について、都道府県労働局長の認定を受けた場合には、無期転換申込権が発生しないこととする特例（有期特措法に基づく第二種申請）が設けられています。

※2 平成23年有期労働契約に関する実態調査（事業所調査） 厚生労働省

●街頭キャンペーン概要

日時	平成29年12月13日(水) 7:30～8:30 (約60分の予定)
場所	水戸駅 南口・北口 (水戸市宮町1丁目地内)
内容	(1) 労働契約法第18条に基づく無期転換ルールについて (2) 平成30(2018)年1月1日施行 職業安定法に基づく 労働者募集に関する制度改正について

【添付資料】No.1 はじまります、無期転換ルール

No.2 労働者を募集する企業の皆様へ ～労働者の募集に関する制度が変わります～ (職業安定法の改正)

No.3 ハロートレーニングを活用して就職やスキルアップにつなげよう！